

大田原市立両郷中央小学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）（平成25年法律第71号第2条）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

ア 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

また、いじめを認知した場合でも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも考えられる。いじめには多様な態様があることを踏まえ、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

2 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、以下のことを念頭において、毎日の教育活動を行う。

(1) いじめの未然防止対策

ア 教員のいじめに対する意識の高揚

- いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

イ 学業指導の充実

- 学業指導の充実に向け、指導計画を作成し、組織的かつ計画的な指導に努める。
- 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- 「人間関係プログラム」を活用し、児童が人間関係を構築する際に必要とするスキルを身に付け、コミュニケーション能力を高めることに努める。

ウ 道徳教育の充実

- 特別の教科道徳の授業を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。

エ 特別活動の充実

- 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動を推進する。
- 児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

オ 人権が守られた学校づくりの推進

- 自他の人権の大切さを認め合うことができるよう人権教育を推進する。
- 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- いじめをさせないという人権に配慮した環境づくりに心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

カ ネットいじめへの対応

- 学級活動等を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 以下の点について重点的に指導する。
 - ・掲示板やブログ等に個人情報に掲載しない指導を徹底する。
 - ・有害サイトにアクセスさせない指導を徹底をする。
 - ・インターネットやSNSを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう保護者に対する啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

(2) 早期発見に関する対応

ア アンケートの実施

- 年に2回(9・2月)「児童のいじめに関する意識調査」を実施し、その結果を指導計画の改善に生かしていく。
- 定期的及び随時「いじめの実態を把握するための調査」を実施し、早期発見に役立てていく。

イ 教育相談の充実

- 教育相談週間を年に2回(6・12月)設定する。
- 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

ウ 情報交換による共有

- 小規模校の特色を生かし、放課後等に随時話し合いをもち、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

(3) 早期解決に向けた対応

ア 保護者への報告

- いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

イ いじめられている児童及び保護者への支援

- いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、児童の安全を確保する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- いじめを解決する方法について、教職員はいじめられた児童及び保護者と話し合って決める。その際、いじめられた児童の意思を無視して、強引に解決を進めないように配慮する。

ウ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて指導にあたる。
- 保護者の心情に配慮しながら、問題の解決のための協力を要請する。

エ いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- いじめ問題について話し合いを設け、児童全員に自分の問題として考えさせる。
- 見て見ぬふりやはやし立てる行為も、いじめと同様であることを理解させる。

オ ネットいじめへの対応

- ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

カ 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。